

平成 2 7 年 度 岐 阜 県 予 算 並 び に 施 策 に 関 す る 要 望 書

岐 阜 県 町 村 会

要 望 事 項

【重 点 要 望】

1 道州制は絶対に導入しないこと	1
2 町村財政基盤の確立	1
3 少子化対策の推進	2
4 原子力発電施設の安全体制確立	3
5 東海環状自動車道の早期完成、東海北陸自動車道の4車線化の促進及び 濃飛横断自動車道の事業推進	4
6 道路網の整備促進及び維持管理財源の確保	5
7 亜炭鉱廃坑対策の拡充	6
8 農地転用規制の緩和	6

【一 般 要 望】

I 町村財政対策関係

1 地方債の充実改善	7
------------	---

II 地震防災対策関係

1 再生可能エネルギー技術を活用した避難所構築に係る財政措置	7
2 社会基盤整備による防災対策の強化	7

III 福祉・医療関係

1 国民健康保険の安定的な運営	8
2 介護保険制度の広域化の推進及び公費負担の見直し	8
3 地域医療の確保	9

IV 教育・文化・スポーツ関係

1 教育行政の推進	9
2 岐阜県文化財保護費補助事業による補助金の復活	11
3 総合型地域スポーツクラブ支援制度の創設	11

V 交通・通信の整備、情報化関係

1 地域交通対策の推進	12
2 社会保障・税番号制度の円滑な導入	12

VI 道路整備関係

1 スマートインターチェンジ建設に係る支援の拡充	13
--------------------------	----

VII 治山・治水対策関係

1 災害から守るための河川の整備促進	13
2 新丸山ダム建設事業の促進	14
3 治山事業の推進	14

VIII 生活環境施設関係

1 簡易水道施設整備費補助制度の充実	1 4
2 水道施設の再構築事業等に対する財政支援	1 4
3 高度処理対策の推進	1 5
4 合併浄化槽設置の普及促進	1 5

IX 農業・農村振興対策関係

1 農村振興総合整備事業費補助金の継続	1 6
2 農業・農村に対する多面的機能支払交付金の促進	1 6
3 認定農業者制度等の各種補助事業の指定要件の緩和	1 6
4 農業用老朽ため池の防災対策	1 6
5 野生鳥獣被害防止対策の推進	1 7

X 森林・林業振興対策関係

1 森林作業道等標準単価の見直し	1 7
2 木材需要拡大に向けた施策の拡充	1 7
3 森林整備加速化・林業再生事業の延長及び拡充	1 8

XI エネルギー対策関係

1 水源地域の振興対策の拡充	1 8
2 住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の復活	1 8

XII その他

1 岐阜県市町村振興補助金、岐阜県清流の国地域振興補助金及び 清流の国ぎふプロジェクト推進補助金の予算額確保	1 9
2 過疎対策事業債の必要額の確保	1 9
3 地籍調査事業の推進	1 9
4 公共施設マネジメントに伴う補助金充当施設の規制緩和	1 9
5 空き家対策の推進	2 0
6 木曽川水系連絡導水路事業の促進	2 0
7 クロバネキノコバエ及びマイマイガの大量発生への対策	2 0

【重 点 要 望】

1 道州制は絶対に導入しないこと

現在、自民党が導入を検討している道州制について、全国町村会は、平成20年より一貫して反対している。

今なぜ道州制なのか。道州制は、今後の国と地方のあり方の根本にかかわるものであるにもかかわらず、これまでの道州制論議は、平成の大合併の検証や国民的議論が行われていない中で、現行の都道府県制度にどういった問題があるのか、また、道州制を導入することによって、一体何をもたらすのか、さらには、道州制において国と道州、基礎自治体の具体的な役割、税財政制度等について明らかにされないまま、あたかも今日の経済社会の閉塞感を打破しうるような変革の期待感だけを先行させ、主権者たる国民の感覚から遊離したものとなっており、実態の見えないまま道州制が導入されかねない懸念がある。

道州制は、地方分権の名を借りた新たな集権体制を生み出すものであり、地域の実態や住民の意向を顧みることなく市町村の再編を強いることになりかねないばかりか、大都市圏への更なる集中を招き、道州の中心部と周縁部の格差が一段と拡大することが危惧される。どの地域においても、住民が安心して暮らせる国土形成が必要であり、それを担っているのが、住民の顔が見える市町村の責務でもある。

よって県は、町村がこれまで果たしてきた役割を十分に認識し、道州制を絶対に導入しないよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

2 町村財政基盤の確立

町村は、地域経済の低迷で財源が乏しい中、医療・福祉・教育施策の推進等、各般の政策課題に的確に対応する重要な役割が求められている。また、少子高齢化の急速な進展に伴い、社会保障関係経費の増嵩に加えて、借入金の償還負担が高水準で続き、将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念される。特に町村財政は、自主財源に乏しく財政基盤が脆弱なことから、財政構造は一段と硬直化してきている。

このため、極めて厳しい財政状況の下、自らも懸命に自主財源の確保及び人件費や投資的経費など歳出を削減して財政改革に取り組んでいるところであるが、町村が、より自主的・主体的な地域づくりに取り組むとともに、地域の実情に応じた社会保障サービス、住民の命を守る防災・減災対策を実施するためには、地方の社会保障財源の安定確保、税源配分のあり方の見直しと偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築、地方交付税率の引き上げなど、地方自主財源の大幅な拡充による町村財政基盤の確立が不可欠である。

よって、県は次の事項の実現に向けて国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 地方交付税の総額確保

地方においては、地方税収がリーマンショック前の水準には回復していないことから、地方財政計画の「歳出特別枠」と地方交付税の「別枠加算」を堅持すること。

また、社会保障関係費の自然増等について、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反

映し、安定的な財政運営に必要となる地方交付税等の一般財源の総額を確保すること。

(2) 法人実効税率のあり方検討に係る代替財源の確保

法人実効税率のあり方検討にあたっては、外形標準課税の拡充や租税特別措置の見直し等による課税ベースの拡大等、法人課税の枠組みの中で所要の地方税財源を確保することを大前提とすること。

(3) 償却資産に係る固定資産税の堅持

償却資産に係る固定資産税については、町村の重要な財源であり、国の経済対策等の手段として見直されることとなれば、町村財政に多大な支障が生じることから、現行制度を堅持すること。

(4) 自動車取得税の廃止に伴う代替財源の確保

自動車取得税の廃止に伴う自動車税の環境性能課税の実施については、市町村財政の減収をきたさないことを前提として制度設計すること。

また、自動車重量税のエコカー減税の拡充に伴う市町村財政への影響についても、確実に補填すること。

(5) 地球温暖化対策等のための地方税財源の確保

地球温暖化対策のための税は、その使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一定割合を町村の果たす役割に応じた税財源として確保すること。

(6) ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、防災対策、環境対策など、所在町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興をはかる上でも貴重な財源となっており、現行制度を堅持すること。

3 少子化対策の推進

現在、わが国における急速な少子化の進行は、地域活力の低下や生産年齢人口の減少など、将来の社会構造に大きな影響を与えるものであり、このことが地域や家庭等において、安心して子育てができないという社会環境に大きく起因していると考えられる。このため、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成されるための次世代育成支援行動計画における対策を推進するとともに、全ての子育て家庭における養育支援や地域における子育て支援の強化が強く求められていることから、町村に対する新たな財政支援の明確な枠組みを構築する必要がある。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) ライフステージに応じた総合的対策

若年層の未婚化・晩婚化の顕著な傾向の背景にある厳しい経済・雇用環境の改善をも視野に入れた子育てに伴う経済的な負担の軽減、若者や女性の雇用環境の改善及び地域で安定した収入を得られる産業振興策等を含めたトータルプランに取り組むこと。

- (2) 町村が子ども・子育て支援を安定的に実施できるよう、「子ども・子育て支援新制度」の実施に向け、必要な財源を確保すること。
- (3) 保育所運営費については、国庫補助負担金の一般財源化に伴い、交付税措置となったところであるが、保育所は今後とも維持していかなければならない地域の子育ての拠点であり、公設保育所においても様々な住民ニーズに対応し、地域の実情に合わせた保育所運営を行うために、民間保育所と同等に多様なサービス提供ができるよう財源支援を実施すること。
- (4) 市町村の子育て支援策実施の財源となっている安心こども基金は、平成26年度まで延長されているが、平成27年度以降の安定的な事業実施に必要な財源を確保すること。
- (5) 国は乳幼児医療費無料化制度を創設すること。
- (6) 県は現在、小学校就学前までとなっている乳幼児医療費助成制度の対象を義務教育終了時まで拡大すること。

4 原子力発電施設の安全体制確立

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の重大な事故は、原子力発電所の安全性に対する信頼を大きく損ね、多くの住民の長期避難、飲食物の摂取制限など国民に多大な不安と不便を強いることとなっただけでなく経済的にも多大な影響をもたらす結果となった。

加えて、近い将来発生が予想される南海トラフの巨大地震による原子力発電所事故が懸念される中、政府は原子力発電所の再稼働を進めている。

原子力発電施設の安全審査については、新規規制基準のもと原子力規制委員会において審査が進められているが、再稼働に係る手続きについては、未だルール化されていないのが現状である。

特に岐阜県は、福井県の原子力発電所の風下に位置しており、多くの県民から不安の声が上がっている。

よって、県は次の事項の実現に向けて国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 原子力災害対策指針の早期拡充

① U P Z の外の地域における防災対策の充実

- ・継続検討事項とされている P P A（甲状腺被ばくを避けるための防護措置を実施する地域）の具体的な範囲や当該地域における防護措置の内容を早急に示すこと。
- ・1週間程度内に一時移転を必要とする毎時20マイクロシーベルトを超える地域が、福島第一原発事故時に30kmを越えて現れたことに鑑み、このような地域における防災対策の内容を示すこと。
- ・自治体が講ずる U P Z 外の地域に対する原子力防災対策について、所要の財源措置を行うこと。

② 緊急時モニタリング体制の整備

避難等の防護措置の実施に当たって必要となる緊急時モニタリングの具体的な実施方法

や中期モニタリング及び復旧期モニタリングのあり方について、UPZの外の地域における対応も含め早急に検討すること。

③ 緊急時モニタリングデータ等の具体的活用方策の明示

防護措置実施の判断材料となる緊急時モニタリングデータ等の取り扱いについて、今後のSPEEDIの活用方策を含めて具体的に示すこと。

④ 安定ヨウ素剤投与の判断基準と具体的な配布方法の明示

継続検討事項とされているPAZ（予防的防護措置準備区域：概ね5km）の外の地域における安定ヨウ素剤投与の判断基準や屋内退避等の防護措置との併用のあり方を早急に明らかにすること。

⑤ 緊急被ばく医療体制の整備

UPZ内における緊急被ばく医療体制の考え方を具体的に示すとともに、UPZの外の地域についても身体除染や健康相談等のあり方を示すこと。

(2) 新規制基準の厳格な適用等

① 新規制基準の厳格な適用と国民へのわかりやすい説明

新規制基準を厳格に適用した審査を行うとともに、その結果について国民全体にわかりやすく説明すること。

② 原発敷地内の破砕帯調査の速やかな実施

もんじゅや美浜原発の破砕帯について、速やかに結論を出すとともに、調査過程、調査結果を国民全体に明らかにすること。

③ 再稼働の判断にあたっての丁寧な説明

再稼働にあたっては、安全性やエネルギー政策上の必要性等を国民全体に丁寧に説明すること。

また、自治体への説明など、再稼働に係る手続きをルール化して示すこと。

5 東海環状自動車道の早期完成、東海北陸自動車道の4車線化の促進及び濃飛横断自動車道の事業推進

東海環状自動車道は、岐阜県、愛知県、三重県の沿線市町を環状に連結し、東名・名神高速道路、中央自動車道等と一体となって、広域的なネットワークを形成する、極めて重要な高規格幹線道路である。

東回りルートについては、平成21年4月に全線が開通し、地域社会や経済の活性化に大きな効果をもたらしている。

西回りルートについては、平成24年9月に大垣西ICから養老JCT間が開通、供用開始されており、同年11月には（仮）大野・神戸ICの建設工事も着手され、地域経済活性化等に大きな期待が寄せられている。

東海北陸自動車道は、東海地域と北陸地域を直結することから、物流や観光産業振興等のために大変重要な道路となっているが、平成20年の全線開通以降、交通量の増大により、交通渋滞や事故が大幅に増加している。このため、交通渋滞の緩和や対向車との事故防止を

はじめ、豪雨災害、南海トラフの巨大地震などの大規模地震の発生による災害時緊急輸送道路及び代替迂回路等の役割も期待されている。

濃飛横断自動車道は、中央自動車道と東海北陸自動車道を結び、リニア中央新幹線岐阜県中間駅のアクセス道路として、非常に重要な道路である。

よって、県は次の事項の実現に向けて国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 東海環状自動車道は、広域地域間交通を円滑に処理するとともに、地域経済の発展に大きく寄与する最重要路線であることから、重点的に予算を配分し平成32年度末までに全線完成させること。
- (2) 東海北陸自動車道白鳥IC～飛騨清見IC間の4車線化について平成30年度までに完成させること。
- (3) 東海北陸自動車道飛騨清見IC～小矢部砺波JCT間の4車線化について、早期事業化を図ること。
- (4) 濃飛横断自動車道の下呂～中津川間の早期事業化を図ること。

6 道路網の整備促進及び維持管理財源の確保

公共交通機関に恵まれない地方部においては、道路は地域住民の生活に欠かせない社会基盤であり、地域が自立し活性化していくためにも必要不可欠なものである。また、東日本大震災での復興においても道路の必要性は改めて認識されたところであり、近年、多発するゲリラ豪雨における土砂災害、近い将来発生が予測される南海トラフの巨大地震に対応していくためにも、道路整備は一刻の猶予も許されない。

このため、災害に強い道路ネットワークの整備促進は、経済の活性化と地域住民が安心して生活できる災害に強い地域づくりのために、緊急かつ計画的に道路整備を進めることが必要である。

また、高度成長期以降集中的に整備された道路橋やトンネル等、老朽化対策が必要となる道路施設の増加が見込まれる中、国において道路法等を改正され、5年に1度近接目視による点検、診断、補修及び記録といったメンテナンスサイクルの実施を義務化されたところである。しかしながら、地方においては、予算不足、人材不足、技術力不足が課題となっている。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 社会資本整備重点計画に基づき、著しく立ち遅れている町村道の整備を重点的に推進するとともに、地域生活に密着した道路整備が安定的に実施できるよう財政措置を充実すること。
- (2) 高規格幹線道路、地域高規格道路の整備及びこれに関連する幹線道路の整備を促進すること。
- (3) 国道・県道及び市町村道の均衡ある道路網の整備促進と維持管理のため、適切な財政措

置を講じること。

- (4) 災害時に地域の孤立を防ぐために、各地域へのアクセス道の複数路線化を促進すること。
- (5) 未改良部分が多い山間地域に対して道路整備財源を重点的に配分すること。
- (6) 地震災害に強い道路づくりのために、耐震基準に満たない道路施設（橋梁等）整備に積極的な支援をすること。
- (7) 老朽化対策が必要となる施設の増加が見込まれる中、地方の予算不足、人材不足、技術力不足といった課題を解決できるよう支援をすること。

7 亜炭鉱廃坑対策の拡充

平成22年10月に発生した亜炭鉱廃坑の大規模陥没被害は、岐阜県の特定鉱害復旧事業等基金の原資を大幅に減らす要因となるとともに、大規模被害の復旧にあたって国、県、指定法人と市町村が連携した特定鉱害復旧事業の実施体制の確保の重要性を痛感させられた。

よって、県は今後も恒久的な復旧対策の実現のため、国、県、指定法人、市町村が連携する特定鉱害復旧事業の実施体制の継続に努めるとともに、基金の補てん及び積み増しなどによる復旧財源を早急に確保し、関係する地域住民が将来にわたり安心して暮らせるよう、特定鉱害復旧事業制度を拡充するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

8 農地転用規制の緩和

近年、各自治体は経営資源である市町村税の獲得のため積極的に企業誘致活動を行っている。

岐阜県東濃・中濃地域における企業立地については、東海環状自動車東回りルート of 整備等により交通アクセスが向上したこともあり、非常に好調である。

西回りルートについては、平成32年の全線開通に向けて着々と建設が進んでいるところであるが、これに伴って西濃地域においても企業立地の機運が高まり、東海地域のみならず全国的にも脚光を浴びることが予想される。

しかしながら、一方では平成21年に農地法が改正されるなど、農地にまつわる諸法律の規制が強化され、企業誘致のための用地確保が困難となっているのが現状である。

よって、県は地域の発展と雇用の創出のために政策的に実施する企業誘致のための農振除外や農地転用については、関係法律の規制を緩和するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

【一 般 要 望】

I 町村財政対策関係

1 地方債の充実改善

町村では、懸命に自主財源の確保及び人件費や投資的経費など歳出を削減して財政改革に取り組んでいるところであるが、町村は資金調達力が弱いこと等から、長期・低利の公的資金を安定的に確保することが必要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 町村が、防災・減災対策の強化や地域の活性化への取り組み等を着実に推進できるよう、地方債の所要額を確保するとともに、町村は資金調達力が弱いこと等を踏まえ、長期・低利の公的資金を安定的に確保すること。
- (2) 臨時財政対策債による臨時的措置を早急に撤廃し、本来の地方交付税により総額を確保すること。
- (3) 地方債発行時に約束された元利償還金にかかる基準財政需要額への算入額は、縮減・廃止しないこと。

II 地震防災対策関係

1 再生可能エネルギー技術を活用した避難所構築に係る財政措置

「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」を推進するため、地域の避難所や防災拠点等への再生可能エネルギー等を活用した、自立・分散型エネルギーの導入による「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」は、避難所等の最低限の機能を維持するものが対象とされており、再生可能エネルギー発電設備等が導入され、その電力を効率的に活用した場合に限り、高効率省エネ機器の設置が認められている。しかしながら、特に夏季においては、長期間にわたる避難所生活となった場合、高齢者にとっては高温多湿状態での長期生活は困難を極めることとなる。

よって、県は今後も本事業を継続するとともに、電力不足となった場合における利用可能な空調機器についても基準を緩和し本事業の対象とするよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

2 社会基盤整備による防災対策の強化

中山間地は自然的条件により災害発生の頻度が高い国土となっており、近い将来予想される巨大地震の懸念と頻発する記録的な集中豪雨など、毎年のように被害が発生している中で、住民からは自助・共助の必要性を認識した上で、公助による防災対策の強化が望まれており、住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを更に推進することが必要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 災害時の緊急輸送路の確保及び孤立集落の発生防止のため、国道及び主要地方道の整備

を促進すること。

- (2) 土石流・急傾斜地等、土砂災害防止の砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業への一層の予算配分を講じること。

Ⅲ 福祉・医療関係

1 国民健康保険制度の安定的運営

市町村は国民健康保険制度の健全な運営のため、日夜懸命の努力を傾注しているところである。

国民皆保険制度の基盤をなす市町村国保の加入者は、制度創設時に比べ農林水産業従事者及び自営業者の割合が減少する一方、高齢化の進展に伴い年金受給者を主とする無職者の割合が増加するとともに、社会経済情勢の変化により被用者保険に加入できない失業者・非正規雇用者・長期療養者等も増加している。

加入者の所得額に対する保険料(税)負担の割合は被用者保険の加入者と比べ著しく高くなっており、これ以上の保険料(税)の引き上げ及び一般会計からの繰り入れは、もはや限界に達する等、制度の維持運営が困難な状況となっている。

よって、県は次の事項の実現に向けて国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 国民健康保険については、制度の安定的かつ持続的な運営を確保する観点から、国が主体となって運営すべきであるが、まずは、都道府県を軸として保険者の再編・統合を推進し、公的医療保険を全ての国民に共通する制度に一本化すること。
- (2) いわゆる「プログラム法」における都道府県を保険者とする方針を踏まえ、都道府県と市町村の役割分担等運営のあり方については地方と十分協議すること。
- (3) 都道府県が保険者となるにあたっては、受診機会の相違等による保険料水準の格差に配慮できる等、地域の実情に応じて都道府県が柔軟に調整機能を発揮できる仕組みを構築すること。
- (4) 社会保障・税一体改革による国保財政基盤の強化（保険基盤安定制度及び保険者支援制度の拡充）の実施とともに、国庫負担割合の引き上げを行うなど更なる国保財政基盤の拡充・強化を図ること。

2 介護保険制度の広域化の推進及び公費負担の見直し

介護保険制度は3年毎の事業計画に沿って運営されているが、急速な高齢化の進展により益々増加する介護給付に対応するための財政運営には厳しい将来が予想される。

よって、県は次の事項の実現に向けて国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 介護保険制度の広域化

市町村国保問題と同様に、保険料の賦課・徴収、介護認定、保険給付等の業務をより広域化することにより、市町村の事務処理の効率化、コストの削減とサービス基盤の確保もしやすくなり、健全な運営が可能になることから、運営を広域化し県レベルで推進するこ

と。

(2) 介護保険制度の公費負担の見直し

高齢者の増加に伴い、介護保険制度のサービス利用者が増加しており、これに伴いサービス費用もまた急速に増大している。このまま推移すればほとんどの被保険者は、保険料が増加することになるが、特に、第1号被保険者が負担する保険料の割合は大きくなると予測される。際限なく値上げしていくことは、住民の理解が得られないため、保険料算定方法の見直し及び介護保険料の公費負担割合の引き上げについて、支援措置を講じること。

3 地域医療の確保

地域医療の要となる自治体病院においては、医師不足による稼働率の低下と外来入院患者数の減少に歯止めがかからない状態であり、もはや「地域の医療は、地域で守る」では限界がある。

よって、県は岐阜県地域医療確保事業費補助金について、平成27年度以降も補助事業として継続するよう要望する。

IV 教育・文化・スポーツ関係

1 教育行政の推進

地域を担う子どもたちが心身共にたくましく、健全に育成するためには、安全かつ快適で特色ある教育環境づくりが重要である。

子どもを取り巻く学習環境の悪化や学習能力の低下が社会問題となる中、子育て環境整備の一環である、地域と連携した学習環境の充実強化は少子化対策にもつながるものである。多くの教育関係補助金が交付税による一般財源化される中、各自治体は厳しい財政状況においても、学習環境の充実に積極的に取り組んでいる。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 問題を抱える子どもたちの自立支援体制の充実

発達障がいの子どもの児童生徒数は一般的には6.5%ほどいわれている。一人一人へのきめ細やかな指導・支援や、学級集団が安定するために、町村費で支援員を雇用しているが、その人材確保とともに人件費の増嵩による財政負担が大きくなってきている。インクルーシブ教育推進にも関連し、一層の県費負担による支援をすること。

(2) 英語教育の充実

平成23年度から必修化された小学校外国語活動をより一層推進するためには、ALTの増員が急務となっていることから、県はALTの増員が図られるよう、必要な経費についての財政支援制度を確立すること。

また、国は外国語免許を有する教員の小学校への配置強化やALTを主指導者とする等を検討すること。

(3) 栄養教諭配置基準の改善

栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準は、児童生徒数1,500人以下は1名、児童生徒数1,501人から2名配置となっており、受配校数は考慮されていない。

しかし、多くの町村は、学校給食の共同調理場方式をとっており、多数の小・中学校へ学校給食の提供を行っている。

また、共同調理場での給食管理業務内容は多く、食物アレルギーへの対応も行っている中で、受配校への食育の充実を図っていくことは難しい状況となっている。

よって、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準を、安全な学校給食の実施及び充実した食育を円滑に進めていくために、児童生徒数だけでなく受配校数も考慮した基準に見直すこと。

(4) 少人数学級制度の拡充

① 国においては、平成24年9月に「子どもと正面から向き合うための新たな教職員定数改善計画案（平成25～29年の5カ年計画）」が策定され、平成29年度までに、中学校3年までの35人学級の実現を計画し、また、いじめ問題への対応、教育格差是正のための学習支援、特別支援教育への対応として、個別の教育課題に対応した教職員の充実も計画された。また、県においては、平成26年度には、小学校3年生までと中学校1年生の35以下学級が実現しており、子どもたちの学習意欲の向上やきめ細やかな指導に大きな効果を上げている。よって国は国民の教育向上の期待に応え、小中学校全学年の35人以下学級を早期に実現すること。

② 35人以下学級が実現した場合、学級数が増加すること考えられるため、施設整備に対する補助施策の充実を図ること。

③ 教育現場では小規模校になるほど、教職員の休暇や研修等出張時の代替補充など、校務分掌の兼務が著しく複数の分掌をかかえ激務となっている。教務主任、生徒指導は担任以外の教諭で割り当てできるよう見直しを図り、少人数指導は、講師を主要教科すべてに配置すること。また、近年問題となっている「小1プロブレム」の解消を図るため、小学校1年生に複数教諭又は講師を配置すること。

(5) 山間辺地の学校を守るための複式学級にする児童生徒数の基準の見直し

国の新公立義務教育諸学校教職員定数改善計画では、小学校の複式学級の学級編成標準を現行の16名から14名（1年生を含む場合は現行の8名から6名）に引き下げ、中学校では複式学級の解消が計画されているが、山間辺地の小規模校を存続させるためにも早急にすべての学年においても1年生と同様の基準とすること。

(6) 放課後児童クラブの拡充

① 児童クラブの利用者は増加することから、町村の負担軽減のため、地方自治体の指導員にかかる配置基準を定め、その常勤配置に伴った補助単価とし、補助率の拡大を図ること。

② 町村の負担軽減のため、必要な施設・設備を明らかにし、補助対象経費を増額すること。

③ 厚生労働省の示すガイドラインにおいて、「児童クラブの集団規模は40人程度。1児童クラブの規模は最大70人まで」とあるが、クラブ利用者は増加の一途であり、新たな場所を確保するのも困難であるため、受入の確保を図るためにも、運用面で受入規模に柔軟性を持たせること。

④ 児童数10人未満の小規模児童クラブでも、国庫補助に該当するよう、補助要綱を改正すること。

(7) 学校施設整備事業に係る補助基準の見直し

近年気温35度を超える猛暑日が年を重ねる毎に増加し、夏休み前後の7月、9月には気温30度を超える日が連日続き、教室内の室温が上昇し学習環境に悪影響を与えている。

児童・生徒の熱中症対策及び快適な教育環境の確保のため、普通教室以外の学校施設についてもエアコンが早期に設置できるよう、現行の国庫補助制度の補助率及び補助対象の拡充を図ること。

また、その他の学校施設整備に係る補助基準単価等の見直しについても早急に実施すること。

(8) 学校給食における食の安全や食育について、国は平成21年に学校給食衛生管理基準を法に位置付けたところであるが、これに伴う食の安全を確保する調理施設を整備するには、現行の国庫補助金制度の補助対象範囲では早期に整備することが財政的に困難であるため、補助率及び補助対象を拡充すること。

2 岐阜県文化財保護費補助事業による補助金の復活

行財政改革アクションプランにより、県内の重要伝統的建造物保存地区が所在する町村への県補助分が全額カットになり、以来県負担分を町村が負担して文化財建造物の保存整備事業を行っている状況である。しかし、このまま将来的に県負担分を町村が負担していくには財政的に大変厳しく、また永続的に保存継承していくためにも県の支援は必要不可欠である。

よって、県は行財政改革アクションプランの実施期間が終了したことを契機に平成27年度から町村が行う「重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業」に対する岐阜県補助「岐阜県文化財保護費補助事業」による補助金を復活するよう要望する。

3 総合型地域スポーツクラブ支援制度の創設

総合型地域スポーツクラブは、文部科学省が平成23年度に策定したスポーツ基本計画の中で、生涯スポーツ社会の実現に向けた中心的な施策と位置付けられている。

しかし、苦労して設立したのにもかかわらず、資金難や人材難などの理由により、休眠状態のクラブも出始めている。

よって、県は生涯スポーツの振興に向け、総合型地域スポーツクラブの設立から設立後の活動に対する継続した支援制度を創設するよう要望する。

V 交通・通信の整備、情報化関係

1 地域交通対策の推進

公共交通である鉄道とバスは、高齢者や児童・生徒などの交通弱者に配慮した、地域に最低限必要なサービスであり、住民の生活交通として重要なものである。このような公共交通の維持に係る経費については、地域全体で負担していくことが基本であるが、年々増加している現状であり、町村の財政を圧迫している。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 市町村自主運行バス等への財政支援

- ① 県において実施している市町村バス交通総合化対策費補助金について、補助率の段階的な引き下げを行わないよう制度の見直しを図ること。また、新たな路線整備の検証を行うコミュニティバスの実証実験に対する補助金制度を整備すること。
- ② 路線バスは、地方に行くほど乗客数が減ることから、収支が赤字になることが多くなるため、地方の路線バスへの補助率の拡充を図ること。
- ③ 地域間幹線系統に重点化して維持対策費の補助を行っている事業採択要件の緩和を図ること。

(2) 地方鉄道存続に向けた支援

存続が問題となっている不採算鉄道路線の沿線地域市町は鉄道事業者に対し利用者の増加・収支改善のため公的支援を実施しているところであるが、公共交通網の整備と維持については、一地方自治体の取り組みだけでは限界があり、広域で取り組むべき重要な問題であると考えます。また、現在の補助支援スキームでは、大手私鉄の不採算路線については、経営を分離し地方鉄道として再構築しなければ、車両更新などハード面での支援対象とは認められない。

高齢化社会を迎え、生活交通ネットワークの構築という観点からも鉄道は、その中核を成すものとして大変重要であるが、昨今の地方公共交通網衰退の流れは、地域活性化や高齢者の社会参加への妨げとなるものであり、その影響は計り知れないものがある。

よって、鉄道赤字路線の維持存続について、大手私鉄を対象とした新たな支援制度を構築すること。

また、県においては廃線後の代替交通手段（バス運行）などの課題対応に関する自治体間や事業者との連絡調整をはじめ、県立高校の鉄道利用促進について、今まで以上に積極的に深く関与すること。

2 社会保障・税番号制度の円滑な導入

国民の給付と負担の公平性、明確化を確保し、国民の利便性の更なる向上、行政の効率化、スリム化を図ることを目的として、現在、国では社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入が進められている。しかし、これにより現在運用している住民基本台帳システム等の

改修若しくは新システムの導入が今後必要となってくることから、市町村ではシステム整備に対する費用が大きな負担になると想定される等多くの課題がある。

よって、県は次の事項の実現に向けて国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 社会保障・税番号制度の導入・運用にあたっては、広く国民に周知し理解を得るとともに、個人情報保護やセキュリティに万全の対策を講じること。
- (2) 個人番号の付番・通知に係る事務及び個人番号カードを交付する事務の導入・運用に係る費用については全額国費において行うこと。

また、市町村の既存システムの改修をはじめ番号制度の導入・運用にあたっては、市町村に超過負担が生じないよう国の責任において財源を確保すること。

VI 道路整備関係

1 スマートインターチェンジ建設に係る支援の拡充

スマートインターチェンジの建設は、地域の活性化、高速道路利用者の利便性の向上など非常に大きな効果が期待できるものであり、特に企業誘致を推進する上でも大きな利点となる。

また、災害時や緊急時に高速道路を活用した緊急輸送道路の確保と緊急搬送時間の短縮を図る上でも、スマートインターチェンジの建設は大変有効である。

よって、県はスマートインターチェンジ建設に係る技術的及び財政的支援を拡充するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

VII 治山・治水対策関係

1 災害から守るための河川の整備促進

近年、集中豪雨あるいはゲリラ豪雨と呼ばれる激しい降雨により、毎年のように河川の氾濫がおき、死者や行方不明者が出ている状況である。

国・県においては、未整備区間での改修が順次進められているが、まだまだ十分といえる状況ではない。

よって、地域住民の生活、生命財産を守るためにも県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 河川改修、維持管理に係る費用の財源を確保すること。
- (2) 直轄河川改修事業及び一級河川改修事業への予算の重点配分をすること。
- (3) 河川法の法定外河川である普通河川の整備事業に対する補助及び交付金制度を創設すること。
- (4) 河川整備計画に基づき、内水対策として計画排水量を確保すること。
- (5) 揖斐川流域は、全国的に見ても気象的に名だたる多雨地帯で、しかも地形・地質などの自然条件からも河川の氾濫や土砂崩れなどの災害を受けやすい環境にあるため、中部地方整備局による防災拠点を早期に完成させること。

2 新丸山ダム建設事業の促進

新丸山ダム建設については、国土交通省方針として建設継続を決定したことから、県は速やかに本体工事に着手するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

3 治山事業の推進

山林の手入れの不足などにより、森林が荒廃している。その上、昨今の集中豪雨により山からの谷水や土砂の出方が一気に増え、山裾まで影響が出るようになってきた。

これは森林の浸透力や保水力低下による影響もあると考えられる。下流の住宅等に土砂と共に谷水が流れ込むことがないよう流路工などの流末を新設する必要がある。また、経年と共に既存施設の機能が低下しつつあるため、施設の長寿命化のための整備等を行う必要がある。

よって、県は下流域の住民の安心、安全を確保するためにも、これらの治山事業により一層の整備促進を図るよう要望する。また、国に対しても強く働きかけるよう要望する。

VIII 生活環境施設関係

1 簡易水道施設整備費補助制度の充実

簡易水道は、安全で安心な水を提供するとともに、消防水利としての役割も担い、住民生活と福祉の向上に務めているが、一方では施設の老朽化が進み、増補改良や基幹改良などの改良事業の必要性が切迫しているにもかかわらず、給水人口の減少から料金収入に影響を及ぼし、経営を圧迫しているのが現状である。

また、国においては簡易水道の統合計画を推進しているが、中山間地域の小規模簡易水道は構造的に合理化が難しく、事業統合しても単に規模が大きくなるだけで劣悪な地理的条件や脆弱な経営基盤が改善されるわけではない。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 耐震化事業や基幹的施設改良事業に伴う国庫補助採択要件を緩和すること。

また、国庫補助率の拡充を図ること。

- (2) 簡易水道の給水人口の定義を現行の5千人以下から2万人以下に引き上げ、統合前の簡易水道と同様に国庫補助対象とすること。
- (3) 岐阜県行財政改革アクションプランが平成24年度で終了したことを鑑み、県簡易水道施設整備費補助制度を復活させること。

2 水道施設の再構築事業等に対する財政支援

わが国の水道事業は、水道普及が急速に進んだ昭和30年代に建設された施設が多く、これらの水道施設の再構築事業が大きな問題となっている。加えて、最近の水環境の変化から生じる水質問題に対応し、「安全でおいしい水」等を求める住民のニーズに応じるためにも高

水準の施設に再構築しなければならない状況となっている。

しかし、水道施設の再構築事業は莫大な事業費を要するうえに、直接、料金収入の増加にはつながらないことから水道事業の経営に極めて大きな影響が出ることは必至である。

また、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の史上空前の大災害による経験から震災等の大規模災害への対応や米国の同時多発テロを契機としたテロ対策強化への要請に応えるため、水道施設の耐震強化及び安全強化に関する事業を推進する必要がある。

よって、県はこのような状況から浄水場や基幹管路等の水道施設の再構築事業に対する新たな財政支援体制を確立するとともに国に対して強く働きかけるよう要望する。

また、水道施設の安全性強化のための施設整備に対する財政支援を要望する。

3 高度処理対策の推進

都市化の進展や生活様式の変化等により水質汚濁負荷は高まっているが、下水道の推進により公共用水域の水質濃度は横ばい傾向で推移しているが、近年の社会情勢の変化により、公共用水域の環境改善には、より一層の水質向上を図る必要がある。

汚濁物質の中でも窒素やリンなどの栄養塩類は、富栄養化の要因となり、特に湖沼や内湾等の閉鎖性水域では、水産業等へ深刻な影響を及ぼすものである。そのため、閉鎖性水域の上流に位置する下水道事業者においては、早急にこれらの除去に努めるよう、高度処理法の導入などが流域別下水道整備総合計画にも位置付けられている。しかし高度処理法の導入は、施設の改造および設備の導入、維持管理費など多大な費用を要するものである。

さらに、地方部の町村においては、下水道普及率向上が最も重要な課題であり、効率性に配慮しながら管路整備を継続的に進めることも必要である。

よって、県は高度処理導入に係る国庫補助率を引き上げるよう国に対して強く働きかけるとともに、高度処理導入に係る県補助制度を創設するよう要望する。

4 合併浄化槽設置の普及推進

下水道によるし尿処理や水質向上対策が不利な山間地域にあつては、合併浄化槽の設置に頼らざるを得ないのが現状であり、生活環境の改善、河川の環境保全を図るための有効な方法である。

合併浄化槽の設置費用については、国庫補助制度を活用し普及に努めているところであるが、現状の国庫補助制度の基準額が低いため、町村費の上乗せ補助を行って個人負担を軽減し普及促進を図っているが、今以上に普及率を高めるには、高齢者家庭や生活弱者家庭が設置しやすい制度が必要である。

よって、県は合併浄化槽設置に対する国庫補助基準額を引き上げるよう国に対して強く働きかけるよう要望する。また、住宅立地の関係上、工事費が大きくなる家庭もあるため、補助対象事業費について一定の基準のみでなく実績により基準を引き上げるよう要望する。

IX 農業・農村振興対策関係

1 農村振興総合整備事業費補助金の継続

高齢化の進む中、農業の振興を図っていくためには、農村振興総合整備費補助金は必要な制度であり、県は事業の新規採択、促進および補助率を堅持するよう要望する。また、国に対しても強く働きかけるよう要望する。

2 農業・農村に対する多面的機能支払交付金の促進

近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じている。

また、地域の共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されていることも懸念されている。

このため、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮され、担い手の育成等構造改革を後押ししていくために平成26年度から新たに多面的機能支払交付金が創設されたところであるが、県はこの制度の促進および補助率を堅持するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

3 認定農業者制度等の各種補助事業の指定要件の緩和

認定農業者制度及び青年就農給付金制度等の各種補助事業について、近年、人・農地プランへの位置付けを補助対象者の要件とする補助事業が増えてきている。人・農地プランは地域の将来を考えるに当たり重要な施策であることは認めるが、担い手の基準が曖昧であり、町村外からの新規参入者の位置付けや、農業の手法等の違いから担い手としての判断に苦慮する場合があるため、補助事業の内容や補助対象者によっては、人・農地プランと結びつきにくいものもある。

よって、県は補助対象の要件としての人・農地プランへの位置付けについては、事業内容との整合性を図るよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

4 農業用老朽ため池の防災対策

農業用老朽ため池の改修工事は、岐阜県において岐阜県震災対策検証委員会の提言に基づき農業用ため池の耐震化が進められている。岐阜県の耐震対策により県営事業の地元負担の軽減が実施されているが、多数の老朽化した農業用ため池を抱える町村の負担は、改修整備促進により増加している。今後、計画的な農業用ため池の改修整備の促進のため、県はさらに地元負担を軽減するよう要望する。

また、県は農業用ため池の受益者の減少により、土地改良法手続きの申請人の確保が困難な小規模なため池の改修整備について、計画的な改修整備が図れるよう要望する。また、国に対しても強く働きかけるよう要望する。

5 野生鳥獣被害防止対策の推進

野生鳥獣による農作物等の被害は、市街地にまで拡大するなど町村だけでは解決が困難な「災害」のレベルまで達している。特に最近は、ニホンザルやアライグマ、ヌートリアなど、被害を及ぼす獣類も多種に及んでおり、農作物の被害も年々増加している。一方、駆除を委託している有害鳥獣駆除従事者は高齢化等により減少し、被害に歯止めがかからない状況である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

- (1) 鳥獣被害防止総合支援事業の整備事業において、鳥獣被害防止施設の設置を自力施工する場合、資材購入費相当分の定額補助はあるが、柵を設置する箇所は、容易な場所ではなく運搬・設置等に関しても苦慮するため、これらの費用（設置費用・賃金・傷害保険・消耗品など）を補助金の対象とすること。
- (2) 農事改良組合や集落営農など地域が実施する獣害対策防止柵の設置費用の助成について予算額を増額すること。
- (3) 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業（平成24年度補正事業）で捕獲奨励金（捕獲経費）が対象となったが、本事業による補助金の交付先は個人となっている。しかし、銃による捕獲は複数人数で実施することが多く、出務者の人数も様々で、経費の配分が難しく、配分の仕方によって、不公平感が出るのが懸念される。このため、補助金の交付先を、鳥獣被害防止対策実施隊や捕獲隊といった団体等も交付対象とすること。

また、捕獲の現地確認ができない場合の確認方法を、写真のみにする等の簡素化を図ること。

- (4) 県において専門チーム等を編成し、パトロール及び捕獲といった対処を検討すること。

X 森林・林業振興対策関係

1 森林作業道等標準単価の見直し

森林の適正管理や素材生産活動に欠かせない作業道については、県を通じて提供される森林作業道等単価表・積算表によって算出される標準事業費により補助金額が算定されているが、この標準単価は、実際の事業単価を大きく下回り、利用間伐の拡大に不可欠な作業道の円滑な整備に大きな支障を来していることから、県は森林作業道標準単価を実勢に合ったものに改めるよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

2 木材需要拡大に向けた施策の拡充

わが国の木材需要は、これまで、住宅分野が中心であったが、近年、新たな施策として、公共建築物の木造化、木質バイオマスのエネルギー利用、木材輸出等が講じられ、需要確保を図りつつある。

また、国は「森林・林業再生プラン」で「10年後の木材自給率50%以上」をわが国の

森林・林業の再生のための指針とし、国産材生産に重点を移している。これらにより木材の需要と供給のバランスが崩れ、木材価格の下落も発生している。

よって、県は県産材の都市圏・海外への販路拡大等、需要拡大に向けた有効な施策・指導を実施するよう要望する。

3 森林整備加速化・林業再生事業の延長及び拡充

平成24年度に延長された3年間の基金事業である森林整備加速化・林業再生事業を活用して、林業・木材産業関係者が一体となって、意識改革や創意工夫を図りつつ、森林・林業再生に向けた取り組みを鋭意進めてきているところではあるが、同事業は平成26年度で終了することとなっている。森林・林業の再生に向けた改革の途についたばかりの今、このまま事業が終了すれば、これまでの取り組みが著しく後退することが危惧されている。

よって、県は森林整備加速化・林業再生事業の拡充及びさらなる延長と、森林・林業の再生に必要な安定的な財源を確保するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

X I エネルギー対策関係

1 水源地域の振興対策の拡充

水力発電施設・ダム等所在市町村は、人々の生活に欠かすことのできない「水」の供給という重要かつ公益的な役割を担っている。また、水力発電施設は、自然エネルギーを活用したクリーン電力供給施設として、国民生活の向上、経済の発展等に多大な貢献をしているところであり、今般の大震災や原発事故を契機に、改めてその重要性が認識されている。

しかしながら、中山間地域にある水力発電施設・ダム等所在市町村の多くは、過疎化や高齢化の進行、財政基盤の脆弱化等によって地域の活力が失われつつある状況にある。

よって、県は安定的な水力発電を維持するために、電源立地地域対策交付金（水力交付金）制度を法律に基づく恒久的な制度とするよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

また、平成23年度の水力交付金の交付期間延長に伴い引き下げられた交付金単価を平成22年度水準以上に引き上げるとともに、必要な財源を確保するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

2 住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の復活

環境と共生する循環型社会の形成を目指し、自然エネルギーの利用を促進することで地球温暖化防止、新エネルギーの導入を推進するため、住宅用太陽光発電システム設置者に対し町村において独自に補助金を交付しているが、平成26年3月末をもって国の補助金が終了したことにより整備が鈍化し、自然エネルギーの有効利用が進まなくなるおそれがある。

よって、県は住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金を復活するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

X II その他

1 岐阜県市町村振興補助金、岐阜県清流の国地域振興補助金及び清流の国ぎふプロジェクト推進補助金の予算額確保

平成24年度開催の「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会」を契機として、地域の絆や郷土への愛着、地域の魅力づくり等を進めるため、平成25年度に創設された「岐阜県清流の国地域振興補助金」や、日本一住みよいふるさと岐阜県の実現を図るため市町村が自ら考え自ら行う事業を支援する「岐阜県市町村振興補助金」、平成26年3月に創設された「清流の国ぎふ2020プロジェクト推進補助金」は、各町村がそれぞれの地域の特色を活かした町づくりを支援する県の重要な施策であるため、県は引き続き同補助金の予算額確保に努めるよう要望する。

2 過疎対策事業債の必要額の確保

県は過疎市町村が「過疎地域自立促進計画」に基づいて行う各種事業の経費の財源となっている過疎対策事業債の必要額を確保するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

3 地籍調査事業の推進

地籍調査の進捗率は、全国平均で51%（平成25年度末）となっているが、岐阜県下では約15%と、全国平均に対して著しく遅れているのが現状である。

地籍調査事業の成果は、国土の実態把握はもとより公共事業の用地取得経費の軽減、各種公共事業の基礎となるもので、固定資産の適正化、さらに一昨年の震災においては、復旧・復興のための貴重な土地情報として寄与するなど、まちづくりの観点からも極めて重要な事業であることは言うまでもない。

よって、県は地方財政の厳しい中ではあるが、地籍調査事業の積極的な推進を図るため市町村の要望額に見合った予算を確保するよう要望する。

また、この事業に対する市町村の負担軽減のため、国庫負担率の引き上げ及び、その成果の一部が地籍調査に活用できる山村境界基本調査等の国事業を拡充するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

4 公共施設等マネジメントに伴う補助金充当施設の規制緩和

各地方公共団体が所有する公共施設は、高度経済成長期に建設されたものが多く、これらは経年劣化や利活用による老朽化が進行しており、間もなく一斉更新の時期を迎えようとしている。

そうした中、国は各地方公共団体に対して、長期的な視点をもって公共施設の更新・統合・廃止・長寿命化などを計画的に行うことを目的とする「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しているが、実際に総合管理計画を策定する際には、施設サービスの質と量、既存公共施設の再配置、管理運営スタイル、規模の適正化等を検討し、その結果、施設の用途転換や複

合化などの手法も必要になることが予想される。

よって、県は地方公共団体が総合管理計画の策定にあたり、施設の用途転換や複合化の際に支障となる補助金充当施設の目的外使用についての規制を緩和するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

5 空き家対策の推進

少子高齢化が急速に進む中、空き家の増加は、防災、防犯、火災予防、景観などの面で問題となっている。このため、町村において空き家の調査に着手し対応を図っているが、不良住宅の撤去など適正な管理に取り組むには種々制約が多く、費用も多額となる。

よって、県は、安全性確保や住環境の改善等の観点から、町村が直接かつ容易に解体撤去が行えるよう法整備を行い、有効活用を促進するための「空き家再生等推進事業」における不良住宅の判断基準について、危険度判定から町村の実情を踏まえた防災、防犯、周辺環境等から判定されるよう補助要件を拡充し、対象施設の範囲を拡大するとともに、補助対象経費を充実・強化し、財源を確保するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

また、議員立法として国会提出が検討されている「空家等対策の推進に関する特別措置法（案）」の中で、危険性が高い空き家を「特定空家等」として定義し、行政代執行の方法による強制執行が可能となるなど、制度の拡充がなされているが、「特定空家等」の明確な基準化とともに「特定空家等」と指定された空家等が立地する宅地については、固定資産税の6分の1軽減を行わないよう制度に盛り込むよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

6 木曽川水系連絡導水路事業の促進

木曽川水系連絡導水路は徳山ダム建設に伴って、木曽川水系の水需要に大きな恩恵をもたらすものであり、県は早期に事業着手するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

7 クロバネキノコバエ及びマイマイガの大量発生への対策

昨年、県内各地でクロバネキノコバエが大量発生しており、本年も同様の状況になることが予想される。大量発生することにより、不快ストレスを感じ、飲食業者では衛生環境上で営業上の死活問題にもなっている。

また、昨年と今年、県内各地でマイマイガも大量発生しており、人体への被害が出る等、住民から多くの相談が寄せられている。

よって、県はクロバネキノコバエ及びマイマイガの発生源の特定、駆除対策のための必要な措置を講じるよう要望する。また、国に対しても強く働きかけるよう要望する。